

## 臨床研究審査結果通知書

受付番号 553

2020年10月28日

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 院長 殿

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 倫理委員会

委員長 内田 恒 

審査依頼のあった件についての審査結果を下記のとおり通知いたします。

## 記

診療科	小児科
実施責任者	高橋 美智子
課題名	北海道における新生児乳児期のビタミンD欠乏症の疫学調査 Hospital-based study
審査事項 (審査資料)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施の適否 (様式(1) (西暦 2020年10月26日付)) <input type="checkbox"/> 繼続の適否 <input type="checkbox"/> 変更 (様式(2) (西暦 年 月 付)) <input type="checkbox"/> 繼続審査 (様式(3) (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 有害事象 (様式(4) (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 逸脱 ( 書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> 安全性 ( 書 (西暦 年 月 日付)) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
審査日	審査日： 2020年10月28日
審査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 承認
「承認」以外の場合の理由	
備考	

2020年10月28日

申請者 殿

依頼のあった自主臨床研究に関する審査事項について上記のとおり決定しましたので通知いたします。

JA 北海道厚生連札幌厚生病院 院長 髙 修平



自主臨様式（1）

審査申請書

2020年 10月 26日

J.A.北海道厚生連札幌厚生病院 院長 殿

(診療科長)

所属・職 小児科主任部長  
氏名 高橋 美智子



(研究責任者)

氏名 高橋 美智子



※ 受付番号

(受付番号は記入しないこと)

1 審査対象

- 実施計画  JA北海道厚生連札幌厚生病院単独の研究  
 JA北海道厚生連札幌厚生病院を主幹機関とする多施設共同研究  
 他施設を主幹機関とする多施設共同研究（主幹機関名：旭川医科大学）  
 出版公表原稿  
 その他（ ）

2 課題名 北海道における新生児乳児期のビタミンD欠乏症の疫学調査  
Hospital-based study

3 研究責任者 所属：小児科 職名：主任部長 氏名：高橋 美智子

4 研究分担者（全員記入）

所属：小児科 職名：部長 氏名：戸板 成昭  
所属：小児科 職名：医長 氏名：藤原 伸一  
所属：小児科 職名：臨床顧問 氏名：今野 武津子  
所属：小児科 職名：嘱託医 氏名：佐藤 孝平

5 研究等の期間 倫理委員会承認日～2022年 3月 31日

6 研究等の概要

(1) 研究等の種類 \*該当するものを一つ選択すること

- 医薬品又は医療機器を用いた、予防・診断又は治療方法に関する介入<sup>i</sup>を伴う臨床研究<sup>ii</sup>  
 介入を伴う臨床研究（上記に該当するものを除く）  
 介入を伴わない臨床研究  
 疫学研究<sup>iii</sup>  
 その他（具体的に： ）

(2) 背景、意義・目的

最近5年間の北海道におけるビタミンD欠乏症またはビタミンD欠乏性くる病の発症頻度および発症要因を明らかにすることを目的とする。

(3) 方法

2015年から2019年までの5年間を対象として北海道内の対象病院に一次アンケート調査を送付し、当該症例があると回答した対象病院に二次調査票を送付する。二次調査票の項目は、年齢、性別、居住地域、栄養方法、食事過誤の有無、血清Ca、P、ALP、intact PTH、1,25-(OH)2D、25-OHDおよびX線上でのくる病所見の有無である。

(4) 見込まれる結果

北海道における新生児乳児期のビタミンD欠乏症またはビタミンD欠乏性くる病の発症頻度、発症要因が明らかとなる。また、ビタミンD欠乏症またはビタミンD欠乏性くる病発症の予防への啓蒙、指導に役立てることができる。

## 自主臨様式（1）別紙

### 7 研究の対象及び実施医療機関

#### (1) 対象者 \*具体的な選択基準、性別、年齢、除外基準等を記載すること

2015年1月から2019年12月までの5年間に当院小児科を受診され、ビタミンD欠乏症またはビタミンD欠乏性くる病と診断された方。

#### (2) 予定症例数

- JA北海道厚生連札幌厚生病院 : 3例  
 多施設共同研究の場合の総症例数 : 120例

#### (3) 実施場所

- JA北海道厚生連札幌厚生病院(具体的な場所: )  
 共同研究機関(全ての機関名: 別添) \*別紙リスト添付でも可

#### (4) 研究期間

- 倫理委員会承認日から 2022年 3月 31日まで  
 年 月 日から 年 月 日まで

#### (5) 試料等<sup>i</sup>の採取及び利用

- 本研究のために、新たな試料等を取得又は採取して利用する。  
 新たな診療情報を取得する。  
 人体から新たに試料(血液、組織等)を採取する。  
 採取は、被験者の診療等に必要な検査等を実施する際に、付隨的に(研究に使用する量を増量して)行う。  
 採取は、被験者の診療等に必要な検査等とは別に行う。  
 本研究のために、新たな試料等の取得又は採取をしない。  
 既存試料等<sup>ii</sup>を利用する。  
 既存の診療情報を利用する。  
 既存の人体から採取された試料(血液、組織等)を利用する。  
 被験者の同意あり \*同意を得た際の説明文書等を添付すること。  
 被験者の同意なし  
 研究開始前に新たに同意を得る。  
 新たに同意を得る予定はない。  
 既存試料等は利用しない。  
 その他( )

### 8 研究における医学倫理的配慮について

#### (1) 研究の対象とする個人の人権擁護

##### ①「人権擁護」として遵守する宣言・指針 \*チェックしたものは必ず読んでいること。

- ヘルシンキ宣言(必須)  
 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(H29.5.28改正)  
 その他( )

##### ②被験者の個人情報の保護に関する対策

###### 匿名化の方法

- 氏名・生年月日・住所・電話番号の削除<sup>iii</sup>  
 個人識別符号が含まれない<sup>iv</sup>  
 匿名化しない

匿名化する場合の具体的な方法又は匿名化しない場合の理由:

###### ③その他(具体的に):

#### (2) 研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

##### ①インフォームド・コンセントのための手続きと方法

\*下記3項目のうち、該当するものを一つ選択すること。

- 文書によりインフォームド・コンセントを得る。

## 自主臨様式 (1) 別紙

- 被験者から本研究への参加の同意を得るために用いる説明文書及び同意書は、JA北海道厚生連札幌厚生病院倫理委員会において承認を得たものを使用する。なお、同意取得にあたっては、研究責任者又は研究分担者が説明文書を用いて研究の内容等を説明する。被験者が説明内容を十分に理解したことを確認した上で、本研究への参加について本人の自由意思による同意を文書で取得する。同意に際して、説明を行った者は同意書に記名押印又は署名し、日付を記入する。
- その他（具体的に）：

- 文書による説明及び文書による同意に代えて、説明の内容及び被験者から受けた同意に関する記録を作成する。
- インフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しないため、本研究の目的を含む研究の実施について必要な情報を公開し、必要に応じて研究への参加を拒否できるようにする。

### ②被験者本人からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合の代諾者の選定

- 選定しない
- 選定する

被代諾者の種類 \*該当者を全て選択

- 未成年（ 16歳未満  16歳以上20歳未満）
- 有効なインフォームド・コンセントを与えることができない成年者
- 死者
- その他（  
）

\*被験者が16歳以上20歳未満の場合は、代諾者と共に原則として本人の承諾を得る必要がある。

### (3) 研究によって生ずる個人への不利益並びに危険性と医学上の貢献の予測

#### ①被験者に生ずる不利益並びに危険性の有無

\*研究に伴う身体的・精神的に不快な状態を含む。例として、採血（生検）による痛み、かゆみ、出血による危険、留置による血栓、内出血、循環障害、被ばく、薬の副作用、高血圧、個人情報の漏洩、医療費（経費負担）の支出増等。

- なし
- あり

ある場合その内容：

#### ②被験者に直接的にもたらされうる利益

- 直接的な利益なし
- 直接的な利益あり

ある場合その内容：

#### ③研究によってもたらされうる医学上の貢献

具体的な内容：

#### ④被験者の費用負担

- なし  あり

## 自主臨様式（1）別紙

9 本研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償	<input checked="" type="checkbox"/> 有害事象は生じない（理由： ） <input type="checkbox"/> 保険診療による対応 <input type="checkbox"/> 保険診療以外の補償制度等の適用（制度名等： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
10 研究終了後の対応	
(1)研究成果の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌で公表する。 <input type="checkbox"/> 予定していない。
(2)研究終了後の試料等の保存	<input checked="" type="checkbox"/> 匿名化の上、全て廃棄する。 <input type="checkbox"/> 保存する。 ①試料等の種類： <input type="checkbox"/> 血液、組織等 <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> その他（ ） ②匿名化の方法： <input type="checkbox"/> 氏名・生年月日・住所・電話番号の削除 <input type="checkbox"/> 個人識別符号が含まれない <input type="checkbox"/> 匿名化しない ③保存期間： <input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 期限を定めない ④保存場所： <input type="checkbox"/> JA北海道厚生連札幌厚生病院（具体的な保存場所： ） <input type="checkbox"/> 共同研究機関（具体的な保存場所： ）
11 その他	
(1)研究資金源 *該当するものを全て選択	<input type="checkbox"/> 科学研究費補助金以外の省庁等の公的研究費（資金名： ） <input type="checkbox"/> 受託研究費・共同研究費 <input type="checkbox"/> その他の資金（資金名： ） <input checked="" type="checkbox"/> 研究費は必要としない。
(2)本研究に伴う利益相反（Conflict of Interest : COI、利害の衝突）について	*本研究に関与する企業・団体との間で想定される下記の項目について、該当するものを全て選択。 <input checked="" type="checkbox"/> 利益相反は起こらない。 <input type="checkbox"/> 本研究の実施によって、本務である教育・研究・診療等に支障を来す可能性がある。 <input type="checkbox"/> 企業等から、研究資金以外の謝金等の支払いや、特許権の共有・譲渡がある。または、当該企業の株式（未公開株・ストックオプションを含む）を所有している。 <input type="checkbox"/> 企業等との間に、顧問等の非常勤を含む雇用関係や、親族・師弟関係等の個人的関係がある。 <input type="checkbox"/> 企業等から、研究資金以外に機器や消耗品等の提供を受けている。
(3)臨床研究登録データベースへの登録	*臨床研究のうち、侵襲性を有する介入研究の場合は登録が必要である。 <input checked="" type="checkbox"/> 登録不要 <input type="checkbox"/> 研究開始前に登録予定 *多施設共同研究で、主幹機関が登録する場合を含む。 <input type="checkbox"/> 知的財産等の関係で登録できない。
(4)ホームページ等での研究課題名等公開の可否	*倫理委員会の議事要旨の概要を公開するため、原則公開とする。否の場合は、特許申請を予定しているなど具体的な理由を記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否（不掲載理由： ）
12 参考文献等一覧 *論文は、著者名、タイトル、刊、ページ、年の順に記載。	特になし。

自主臨様式 (1) 別紙

13 添付資料一覧

- 実施計画書
- 説明文書・同意文書
- その他、倫理委員会事務局が必要と判断するもの
  - 症例報告書の見本（データシート）
  - 使用医薬品の添付文書等
  - 本院が主体となって行う他施設共同研究の場合、全実施施設の研究責任者との実施についての合意文書の写し
  - 当該研究を行うことの必要性、安全性、有効性等を説明しうる論文

## 自主臨様式（1）別紙

\*該当する項目について、□にチェックすること。

\*文章を記入する部分の行数の増減は自由。ただし、項目自体の削除はしないこと。

i 臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部並びに被験者の診療情報（死者に係るものを含む。）をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNA等は、含まれない。なお、診療情報とは、診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

ii 次のいずれかに該当する試料等をいう。

- ①本臨床研究計画書の作成時までに既に存在する試料等
- ②本臨床研究計画書の作成時以降に収集した試料であって、収集の時点においては本臨床研究に用いることを目的としていなかったもの

iii 必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。いわゆるコード化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法によるものは、連結可能匿名化に当たる。

iv 個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。いわゆる無名化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法によるものは、連結不可能匿名化に当たる。

v 利害の衝突とは、研究者等が研究の実施や報告の際に、金銭的な利益やそれ以外の個人的な利益のためにその専門的な判断を曲げてしまう（もしくは曲げたと判断される）ような状況を示す。

この利害の衝突は、金銭的な利害の衝突とそれ以外の利害の衝突に分類できる。

金銭的な利害の衝突とは、研究者等が資金提供や研究依頼のあった者・団体（政府、財団、企業等）から、臨床研究に係る資金源の他に機器や消耗品等の提供を受けること、実施料を受け取ること、その株式を所有（未公開株やストックオプションを含む）すること、特許権を共有・譲渡されること、講演料や著述料の支払いを受けていること等である。

それ以外の利害の衝突とは、研究者等が資金提供や研究依頼のあった者・団体との間に顧問等の非常勤を含む雇用関係があることや、親族や師弟関係等の個人的関係があることなど、研究者等の関連組織との関わりについての問題などが考えられる。

上記の様な利害の衝突の中でも、明示的に確認することができる①資金源等の金銭上の利害の衝突②研究者等の関連組織との関わりについては少なくとも記載するべきである。（臨床研究に関する倫理指針Q & Aより抜粋）